

農業用ハウスの底地を全面コンクリート張りしやすくなりました！

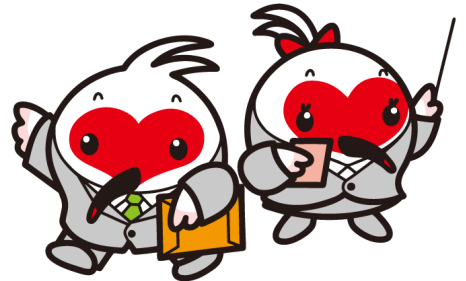
ポイント

① 農作物の栽培を行っている農業用ハウスで、高さなど一定の要件を満たす施設は、底地を全面コンクリート張りする場合も農地転用許可は不要となります。

(ただし、事前に市町村農業委員会への届出が必要です)

② 相続税や固定資産税など税制上の取扱いも、農地と同様となります。

※ 平成30年11月16日以降にコンクリート張りする農業用ハウス等が対象です。



効率的な農作物栽培に取り組みやすくなります

- 水耕栽培
- 収穫用カートやロボットの導入
- 温度・湿度管理による収量向上 など



詳しくは市町村農業委員会または県農地管理課へお問合せください